

都城市高城養護老人ホーム友愛園指定管理者候補者選定の概要

都城市高城養護老人ホーム友愛園施設の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成 28 年 12 月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営にあたることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

(1) 団体の名称

社会福祉法人丸野福祉会

(2) 代表者名

理事長 山田 一久

(3) 所在地

都城市丸谷町 4670 番地

(4) 設立年月日

昭和 45 年 5 月 20 日

(5) 従業員数

120 名

(6) 業務内容

①第一種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームほほえみの園

②第二種社会福祉事業

(イ) 老人短期入所事業 (ほほえみの園)

(ロ) まるの認定こども園の設置経営

(ハ) 保育所こぼと保育園の設置経営

(ニ) 老人デイサービス事業 (働くデイサービスセンターほほえみの園)

(ホ) 老人居宅介護等事業 (ヘルパーステーションほほえみの園)

③公益事業

(イ) 訪問看護事業 (訪問看護ステーションほほえみの園)

2. 指定期間

平成 29 年 4 月 1 日 ～ 平 34 年 3 月 31 日 (5 年間)

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城市高城養護老人ホーム友愛園 (都城市高城町石山 4227 番地)	敷地面積：12,196.00 m ² 鉄筋コンクリート造、平屋建て 延床面積：1,999.89 m ² 等

(2) 業務概要

施設の管理運営

老人福祉法第11条第1項の規定に基づき、65歳以上の者であって、環境上及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者等を入所させて養護する。

4. 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

5. 選定結果の概要

(1) 公募の概況

①応募団体数

2団体

②指定管理者候補者選定までの経過

平成28年6月1日～平成28年6月30日	募集（広報都城6月号、ホームページに掲載）
平成28年7月5日	現地説明会
平成28年7月12日～平成28年7月22日	申請書受付
平成28年8月3日、平成28年10月19日	選定委員会開催、面接審査
平成28年10月20日	選定結果報告

(2) 都城市指定管理者候補者選定委員会委員構成

委員構成		人数
有識者	学識経験者	1人
	税理士	1人
	司法書士	1人
	行政書士	1人
	民生委員・児童委員	1人
施設利用者代表		1人

(3) 選定理由

平成28年8月3日及び平成28年10月19日に都城市指定管理者候補者選定委員会において、書類審査・面接審査をもとに、選定基準に基づいて総合的に審査・選考（総合

得点方式)を行った結果、以下の理由で、社会福祉法人丸野福祉会が指定管理者として適正であると判断しました。

「選定基準1 市民の平等な利用が確保されること」

- ・相談苦情の対応については、弁護士を含めた相談苦情受付体制を構築している。

「選定基準2 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること」

- ・地域住民との活動に積極的に取り組み、地域・在宅・施設における暮らしについて一環性を持った個別ケアの視点を重視していること。

「選定基準3 事業計画の内容が管理経費の節減が図られるものであること」

- ・入居者の生活環境の維持や、職員の職場環境の整備について重点的な経費配分を行い、委託が可能な部分については、民間外部委託を行い、経費の節減を図っていること。

「選定基準4 事業計画に沿った管理を安定に行う物的能力及び人的能力を有していること」

- ・職員の研修制度、離職防止等に関する適切な対応がなされていること。
- ・音声入力支援システムを活用した介護記録等の作成による、事務処理時間の短縮で、より介護に時間を費やすことができていること。

「選定基準5 その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準」

- ・元気や健康とは異なる幸福度という独自の指針が評価できること。
- ・地域自治会に加入し交流を深めて、地域住民の信頼を得ていること。

(4) 選定委員会における主な意見

〈選定基準に関する事項〉

- ・選定基準については、施設の特性を考慮し、事業計画内容が施設の効用を最大限に発揮されること、事業計画に沿った管理を安定的に行い物的・人的の能力に関する項目について重点的に配点を行った。

〈指定申請書記載事項について〉

- ・施設の設置目的に沿った提案であり、団体の財務状況についても適正であると判断した。
- ・管理者の変更に伴う入所者等への不安解消のための取組についても提案されており、安定的な運営が期待できる。

(5) 選定結果

次のとおり

選定結果

施設名：都城市高城養護老人ホーム友愛園

選定基準	配点	採点結果		審査項目	一人当たり配点	審査内容
		団体A	社会福祉法人 丸野福祉会			
1. 市民の平等な利用が確保されること	78	45	45	管理運営方針等	11	<ul style="list-style-type: none"> ・市の管理方針を認識しているか。 ・公の施設の設定目的を理解しているか。 ・申請団体の経営モラルは適切か。 ・環境に配慮した取り組みをしているか。 ・相談窓口や苦情等の対応についての考えが提案されているか。
2. 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること	198	118	120	平等利用 利用の促進 サービス・利便性の維持向上	2 15 18	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者ニーズ(介護等)に対する取り組み等が提案されているか。 ・関係団体や地域住民との連携、交流についての提案がなされているか。 ・利用者サービスの向上について提案がなされているか。 ・施設の維持管理、安全管理について、的確な実施計画が提案されているか。 ・施設の設備、機能等の有効活用について、提案がなされているか。 ・適切な利用料金及び利用料金収入の提案がなされているか。
3. 事業計画の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること	54	34	33	経費節減	9	<ul style="list-style-type: none"> ・経費節減の考え方、提案がなされているか。 ・具体的な管理業務の効率化が提案されているか。 ・経費節減を踏まえた経費の重点配分についての考え方が提案されているか。 ・安定した運営が可能な団体の財務状況か。
4. 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること	210	119	116	物的能力 人的能力	20 15	<ul style="list-style-type: none"> ・類似施設を良好に運営した実績があるか。 ・収支計画の積算根拠が明確で、実現可能なものか。 ・収支計画と事業計画の整合性は図られているか。 ・組織体制、勤務体制、責任体制が確立されているか。 ・管理者変更に伴う利用者等の不安を払拭する対策が提案されているか。 ・職員の指導育成、研修体制及び接遇向上のための提案がなされているか。 ・災害時の対応、連絡体制等について提案されているか。 ・個人情報保護、情報公開及び労働法令等について十分認識しているか。 ・申請団体の将来性、地域団体や地域住民等との融合性、利用状況等の把握が提案されているか。
5. その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準	60	38	43	その他	10	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の配置計画及び勤務体制は適切か。職員の賃金やその他労働条件は適切か。 ・公の施設を管理するに当たりアピールしたいこと。
合計	600	354	357		100	
(参考)：提案金額(単位：千円)		措置費と同額		(平成29年度)		

※指定管理料は老人保護措置費支弁基準に基づいて支払いますが、予算査定等を経て市議会の議決により決定するものです。

事業計画書概要版

申請団体名 社会福祉法人 丸野福祉会

希望する施設名 都城市養護老人ホーム 友愛園

2-1 市民の平等な利用に関すること

(1) 当該施設の管理運用方針等について

- ・入所者の意思及び人格を尊重し、常に個々の立場に立ったサービスを提供できるよう努めていきます。
- ・指定管理業務仕様書に基づき業務を行っていきます。

(2) 環境に配慮した取り組みについて

全室個室の施設の特色を活かし、入所者が個人の尊厳を保ちながら、安全で安心して生活できる施設環境整備に努めていきます。

(3) 当該施設に係る相談や苦情等への対応について

苦情に適切に対応するために、苦情受付業務体制を整備し、入所者及びその家族からの相談や苦情に迅速かつ、その方の立場に立った対応に努めます。

2-2 施設効用の発揮に関すること

(1) 入所者からのニーズへの対応について

- ・定期的にあセスメント・モニタリングを行い、入所者毎のニーズを的確に把握できるよう努めます。
- ・リハビリ面では、入所者の有する能力に応じた機能訓練および指導を実施し、楽しく生きがいのある生活を支援します。
- ・食事面では、入所者個別のニーズに対応した食事サービスの提供を実施します。入所者の自立支援に向けて、専門性に長けた職員を配置するよう努めます。

(2) サービス、利便性の維持向上を図るための方法について

職員は、特別養護老人ホームにおけるサービス提供ノウハウを活かされる者を配属し、その専門性を活かし、質の高いサービスを提供します。
また、同一法人内の他事業所（特養、デイ）が比較的近い場所にあり、フォロー体制を取りやすいと考えます。

(3) 自己の収入となる事業計画、収支見込等について

将来的に入所者の介護度が進み外部サービスへのニーズが高くなった場合、特定施設入所者生活介護事業の指定を受け、訪問介護、訪問看護等の外部サービスの受け入れについても考える必要があります。

(4) 施設の維持管理、安全管理対策について

- ・維持管理業務は、現況の業務委託の内容で基準に従った形で実施します。
- ・安全管理対策は、消防法に従った定期的な点検の実施と防災訓練を月1回実施します。

・施設の安全管理について、玄関門の外は、勾配もあり、交通量も多いことから、センサー等を用いて、安全対策に努めます。

(5) 利用料金（案）について

利用料金は、養護老人ホーム被措置者費用徴収基準に準じるものとします。

2-3 管理経費の縮減に関すること

(1) 経費の節減等について

入所者の生活の質が低下することのないよう、計画的な予算執行による経費の節減に努めます。

・人件費は、適切な人員配置の中で、能力やがんばりに応じた福祉施設職員としての使命感とやりがいを持って勤めてもらう事と共に、人件費の適切な管理に努めます。

・給食については、職員はそのままに民間外部委託を行い、民間のノウハウによるサービスの向上が期待され、食材やその他経費の節減につながると思います。

(2) 清掃、維持補修等に関する考え方について

・機械、器具等の保守管理点検については、業者へ業務委託していきます。

・清掃については、技術を要する部分や範囲の広大な部門については業者へ業務委託しますが、日々の施設内清掃や除草等については職員を中心に随時行っていきます。

(3) 経費の配分でどこに重点的に経費をかけるかについて

入所者の安心、安全、快適な生活環境を整えること、職員が働きやすく離脱しない職場環境の整備に努めることを重視した経費配分を行っていきます。

2-4 安定的な施設の管理運営に関すること

(1) 施設管理運用のための人員体制、連絡体制、勤務体制及び責任体制等について

・人員体制は、配置基準を満たすとともに、上質なサービスを提供できる職員を配置していきます。

・連絡体制は、法人全体及び都城市を含めた形で、必要時や緊急時に確実に連絡が行き届くよう SNS やテクノロジーを活用して構築していきます。

・勤務体制及び責任体制等は、職員の適材適所による配置と、経験ある役職者を配置することで体制を整えていきます。

(2) 管理者の変更に伴う、入所者等への不安解消の対策について

事前に入所者、家族等へ十分な説明を行い、入所者の生活に大きな変化はない事や、これまで以上に質の高いサービスの提供を約束する事で不安を解消できればと考えております。また、説明の中で、これまで丸野福祉会が培ってきた運営について動画や写真を交えた形で紹介させていただき、法人運営のご理解を深めて頂くよう努めていきます。合わせて特別養護老人ホームほほえみの園等、法人施設の見学会を実施します。

職員の皆様の不安も、入所者、家族へ伝わることを考慮して、職員の皆様にも説明会、法人施設見学会、及び法人職員との懇談会を実施して、不安の解消に努めます。

(3) 職員の指導育成、研修体制について

- ・指導育成は、各種マニュアルを整備し、職員によってサービス提供に大きな差が出ないように努めます。
- ・研修体制は職場内研修、職場外研修への積極的な参加を奨励し、職員個々の成長を技術向上に努めることを法人全体で取り組んでいます。

(4) 災害時の対応、連絡体制等について

防災計画、非常時連絡体制を整備し、防災士・防火管理者主義による月1回の防災訓練の実施と非常時連絡網によるスムーズに行える訓練も適宜行います。

現在、法人に防災士が6名配置、今後、防災士の育成にも力を入れています。また、地域の公民館との共同の防災訓練に繋がるように、積極的に地域行事に参加・協力して信頼関係を構築してきます。急な災害を想定し、常時、緊急時の食材が確保できるよう努めていきます。

(5) 個人情報保護、情報公開及び労働法令等の考え方

- ・個人情報保護法に基づき、入所者の個人情報を適切に取り扱うよう努めます。ご面会・地域住民、ボランティア等の方々には、入所者個々のプライバシー及び個人情報の配慮をしていただくよう、必ず説明を行います。
- ・情報公開は前年、当法人内の特別養護老人ホームが評価を受けた、宮崎県福祉サービス第3者評価基準を基に公開して、今後、この宮崎県福祉サービス第3者評価基準を受ける努力をしていきます。
- ・広報誌またはフェイスブック上にて情報公開を行います。
- ・労働法令を遵守し、職員にとって働きやすい環境整備に努めます。

2-5 その他、公の施設を管理するにあたり必要な基準に関すること

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準に基づき、業務の遂行に必要なとされるべき職員を確保し、配置します。

施設長・相談員・看護師・栄養士・調理員・生活支援員の補充についても、入居者やご家族、職員に戸惑いがないように、安心できる専門性と経験を踏まえた職員を配置します。

2-6 公の施設を管理するにあたりアピールしたいこと

地域に開かれた施設づくりを推進し、地域の方々が気軽に訪れることのできるイベントを企画し、また施設から地域に向いての交流も積極的に行います。

公の施設として、いつでもどなたでも何でも相談ができる場であり続けられるように、施設をできる限り開放して、地域からの信用と信頼が得られるよう努めます。